

令和8年2月3日 令和7年度上下水道事業経営セミナー

経営健全化に向けた取組 下水道使用料の改定について

愛知県小牧市 上下水道部 上下水道経営課 杉田 康明

【目次】

1. 小牧市の下水道事業について ……1
2. 下水道使用料改定に至った経緯 ……4
3. 使用料改定スケジュールの検討 ……7
4. 使用料体系の検討 ……12
5. 市民への周知・議会対応 ……30



1. 小牧市の下水道事業について

愛知県小牧市の紹介

◎名古屋市の北方約15kmに位置する内陸工業都市

◎人口 148,281人(R7.1.1時点)

◎面積 6,281ha

◎東名高速道路・名神高速道路・中央自動車道・
名古屋高速道路・県営名古屋空港

➡交通の結節点

◎昭和55年から40年以上連続で
普通交付税の不交付団体



小牧市マスコットキャラクター
「こまき山」



小牧市汚水マンホール
(市民公募デザイン)

1. 小牧市の下水道事業について

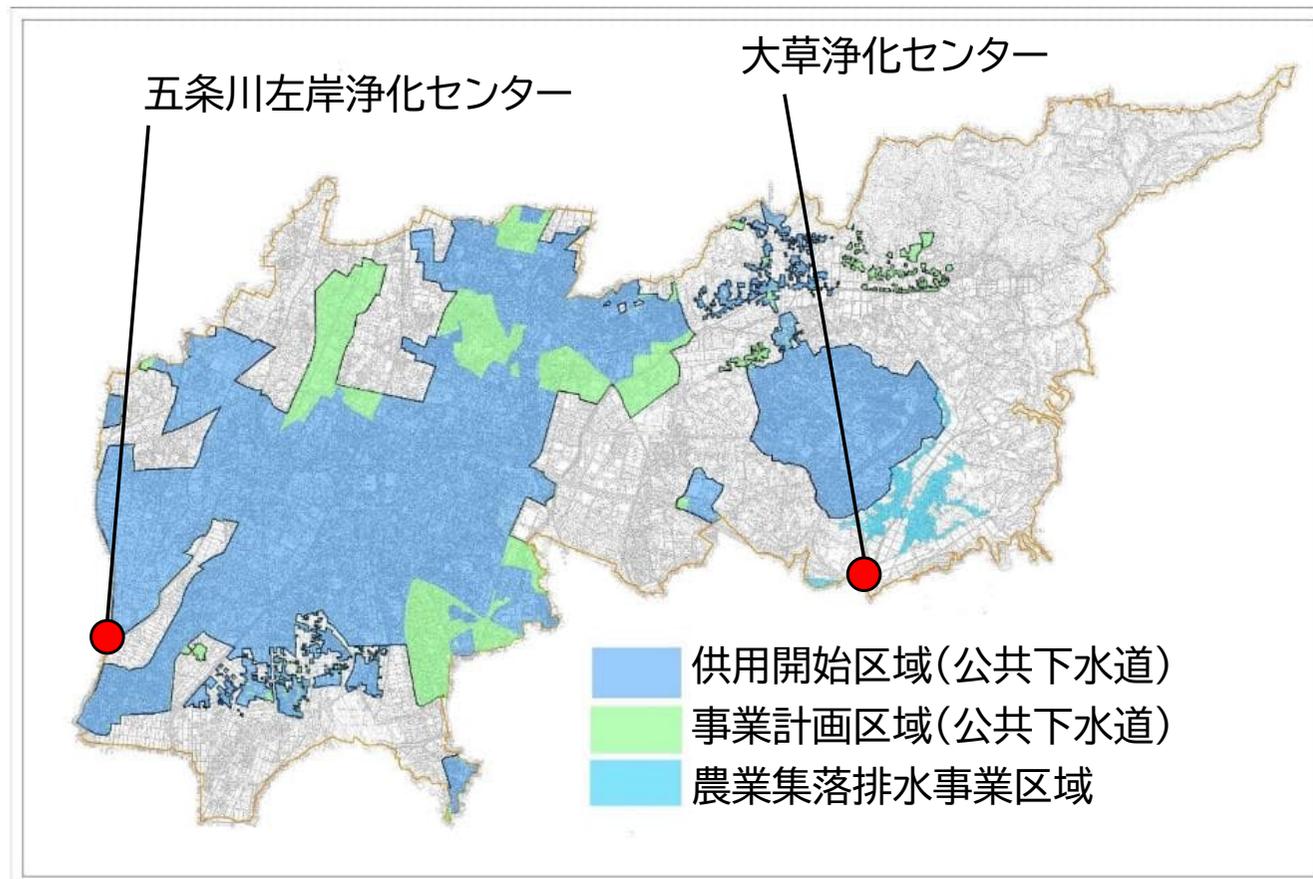
小牧市の下水道事業

◎公共下水道(五条川左岸関連流域下水道事業)

- ・昭和62年に供用開始
- ・令和7年3月31日現在の状況
 - 供用開始面積 2,385ha
 - 供用開始人口 117,329人
 - 下水道普及率 78.9%

◎農業集落排水事業

- ・大草地区 69ha が対象
- ・平成16年に供用開始
- ・令和7年3月31日現在の状況
 - 供用開始人口 1,142人
 - (計画人口 2,170人)
- ・使用料体系は公共下水道に準じる



1. 小牧市の下水道事業について

小牧市の下水道使用料

<設定・改定状況>

- ・昭和62年4月に設定
- ・平成2年4月に改定(流域下水道維持管理負担金改定が理由)
- ・上記以来、消費税改定を除いて**30年以上改定なし**

<改定しなかった理由>

- ・整備途中の上、未接続の施設もある。
- ・処理場を所管していないので、維持管理費は確保できた。
- ・不交付団体で資金的に余裕があったので、一般会計から繰入金を出してもらえた。

小牧市定住促進パンフレット



小牧市の使用料体系(1か月・税抜)

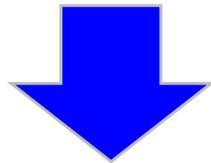
基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料(1m ³ あたり)				
	11~20	21~40	41~100	101~500	500~
718円	72円	87円	106円	131円	160円

2. 下水道使用料改定に至った経緯

- 令和2年3月31日国水事第56号
「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」

使用料改定の必要性の検討に係る要件化

- 少なくとも5年に1回は下水道使用料改定の必要性を検証
- 令和6年度末までに、収支構造の適正化に向けた具体的な取組みや実施時期を記載したロードマップを策定し国交省へ提出



小牧市の対応

- ◎令和4年3月 「小牧市上下水道事業経営審議会（以下審議会という）」
設置条例を制定
(新水道ビジョン策定時に臨時で設置した「水道事業経営懇話会」を恒常化)
- ◎令和4年6月 経営戦略を改定して「小牧市下水道事業長期経営計画」を策定

2. 下水道使用料改定に至った経緯

下水道事業長期経営計画：令和4年度～令和33年度の30年間の財政計画

< 策定理由 >

◎経営状況を把握するため財政計画の精度を高めたかった

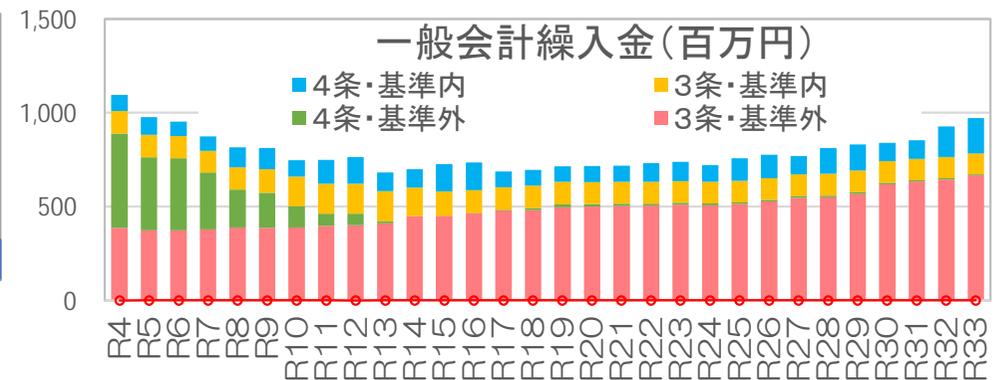
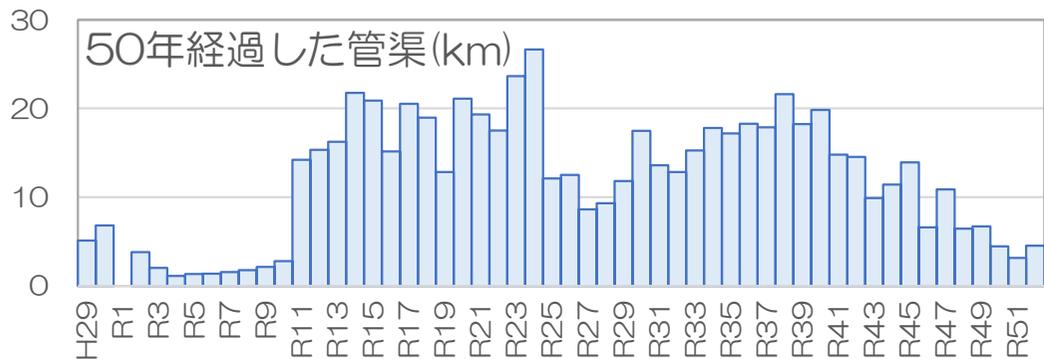
- ・令和2年3月に策定した経営戦略は職員が雛型に沿って作成したため。

◎歳出削減策の具体的検討が必要だった

- ・汚水処理適正構想の変更にあたり、下水道整備区域の縮小や農業集落排水施設の統合などを検討する必要があった。
- ・使用料改定を市民に納得していただくため。

◎10年計画では、明確な将来の状況が見えなかった

- ・耐用年数50年を超える管渠が大幅に増えるのが令和11年度以降だった。
- ・整備費の減少により一般会計繰入金は令和13年度まで減少する見込みだった。



2. 下水道使用料改定に至った経緯

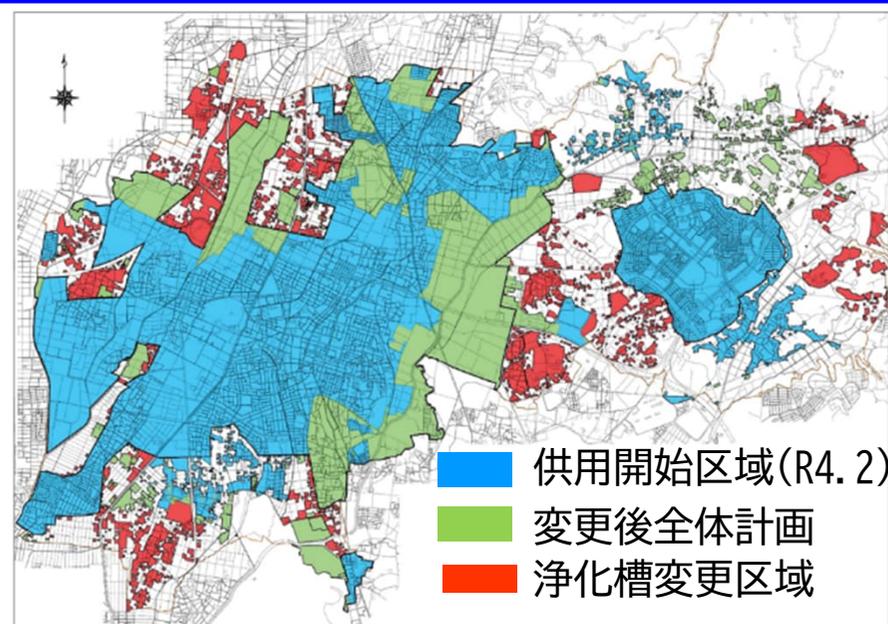
下水道事業長期経営計画の概要

経営目標

- (1) 下水道整備区域の早期概成（令和24年度までに供用開始区域／全体計画区域が100%）
- (2) 一般会計からの繰入金金の抑制
- (3) 経費回収率100%

主要な施策

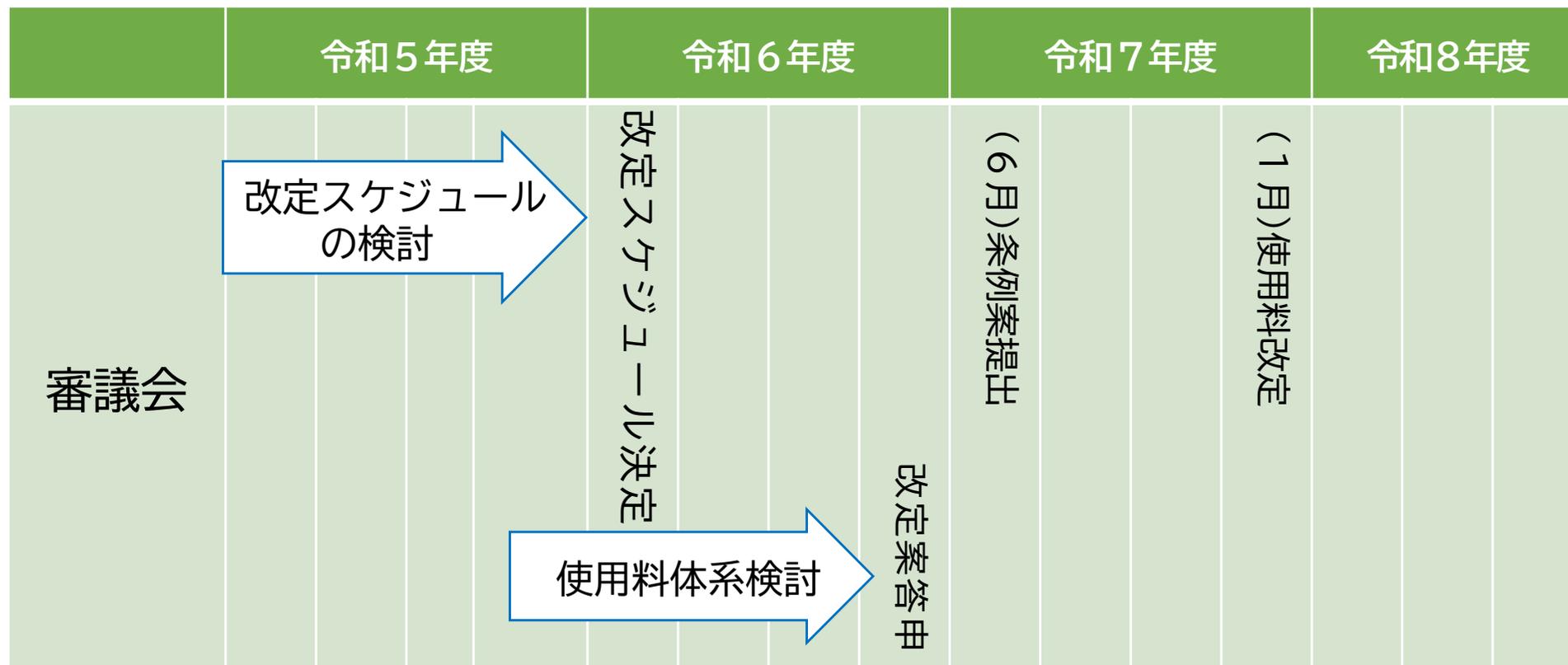
- (1) 下水道整備区域の見直し
 - 令和4年2月にパブリックコメント
 - 令和4年度に汚水処理適正構想変更
- (2) 農業集落排水区域の流域下水道への統合の検討
 - 令和4年度の経営審議会で審議。処理場の次回更新時に廃止する方向で検討する。
- (3) 不明水対策
 - 管路調査、補修工事及び更新工事の実施
- (4) 適正な使用料収入の検討



3. 使用料改定スケジュールの検討

下水道使用料の審議会での検討スケジュール

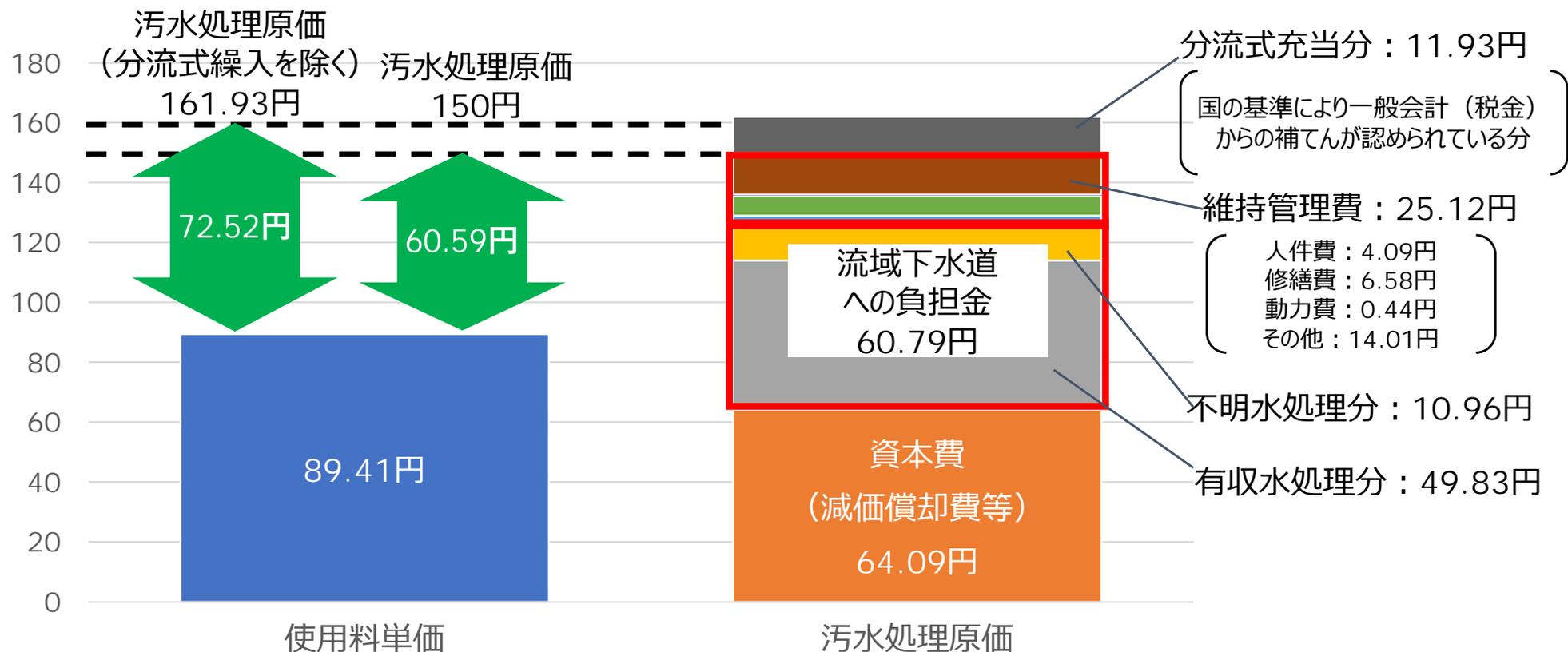
- ◎令和5年7月「小牧市下水道事業の適正な使用料収入について」市長から審議会へ諮問
- ◎令和5年度に使用料改定スケジュールを検討、令和6年度に使用料体系を検討する
- ◎条例案議決のあと6か月間の周知期間を設けるため、1回目の使用料改定を令和8年1月に設定



3. 使用料改定スケジュールの検討

使用料改定の必要性の説明

汚水処理原価・使用料単価の内訳（令和4年度実績）



◎汚水処理費を使用料では賄い切れていないため、一般会計繰入金（税金）で補填している

◎汚水処理原価の大半は流域下水道への負担金と資本費であり、削減は困難

◎経費回収率100%を目標とすると令和4年度決算では、**67.8%**の改定が必要

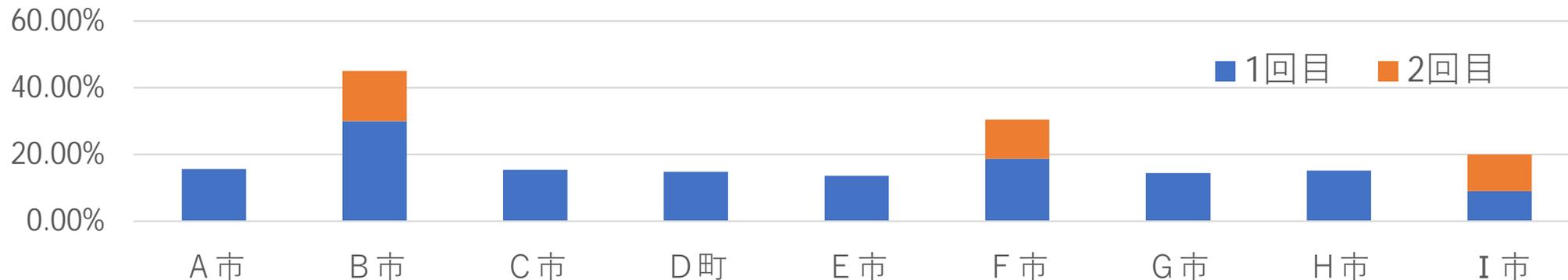
3. 使用料改定スケジュールの検討

他団体の改定状況

◎直近5か年(令和元年時点)で改定した公共下水道事業者(318団体)の平均改定率



◎愛知県内の市町村の近年の改定率(2回改定がある場合、2回目は1回目の改定後に対する改定率)



一度に70%近くの改定を行うと住民負担が著しく増大するため、**段階的な改定**を検討

◎2回改定した団体の1回目と2回目の間隔

B市：1年間(当初は2年の予定)

F市：4年間

I市：2年6カ月

出所：国土交通省HP 人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会
愛知県内の市町村改定率「総務省 地方公営企業年鑑」

「第2回(令和元年12月6日)資料2」

3. 使用料改定スケジュールの検討

使用料改定スケジュール（案）

案1：30%・3年間隔で2回（令和8年1月・令和11年4月）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
スケジュール			↑	← 3年3か月 →				↑			
改定率			30%				30%(※)				

案2：20%・3年間隔で3回（令和8年1月・令和11年4月・令和14年4月）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
スケジュール			↑	← 3年3か月 →			↑	← 3年 →		↑	
改定率			20%				20%			20%(※)	

案3：15%・2年間隔で4回（令和8年1月・令和10年4月・令和12年4月・令和14年4月）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
スケジュール			↑	← 2年3か月 →		↑	← 2年 →	↑	← 2年 →	↑	
改定率			15%			15%			15%		15%(※)

※最後の改定は経費回収率100%を超えるように調整した改定率

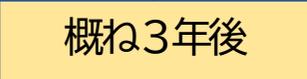
3. 使用料改定スケジュールの検討

使用料改定スケジュールの決定

◎審議会が出た意見：企業会計である以上、独立採算を早々に目指すべき

改定スケジュール（最終決定）

- ・ 1回目の改定時期：令和7年10月
- ・ 2回目の改定時期：1回目の改定から概ね3年後
(その時の財政状況及び社会情勢の変化に対応できるように)

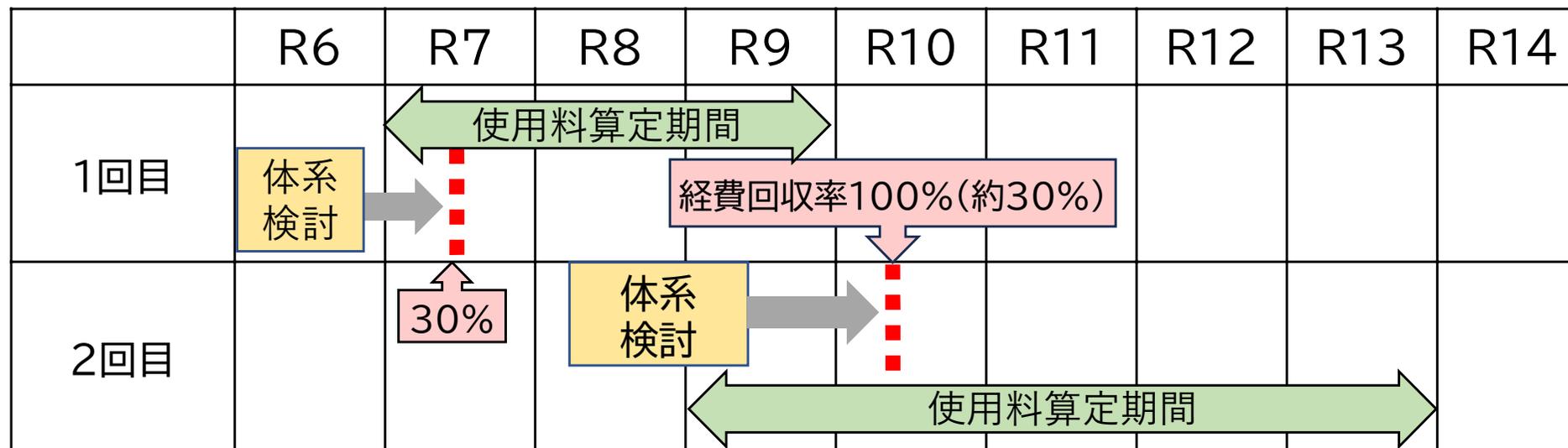
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
スケジュール											
改定率			30%			30%(※)					

4. 使用料体系の検討

使用料体系の検討の範囲

- ◎使用料改定を複数回実施することが決定している場合、全ての使用料体系をまとめて検討する場合が多い。
- ◎小牧市は1回目の改定の使用料体系のみを検討した。

- ・2回目の改定に最新の財政状況を反映した改定をしたい。
- ・現時点で2回目の改定の使用料体系まで決定すると、経営状況の悪化や人口・使用形態の変化により経費回収率100%を達成できない可能性がある。



4. 使用料体系の検討

将来見込みの計算方法

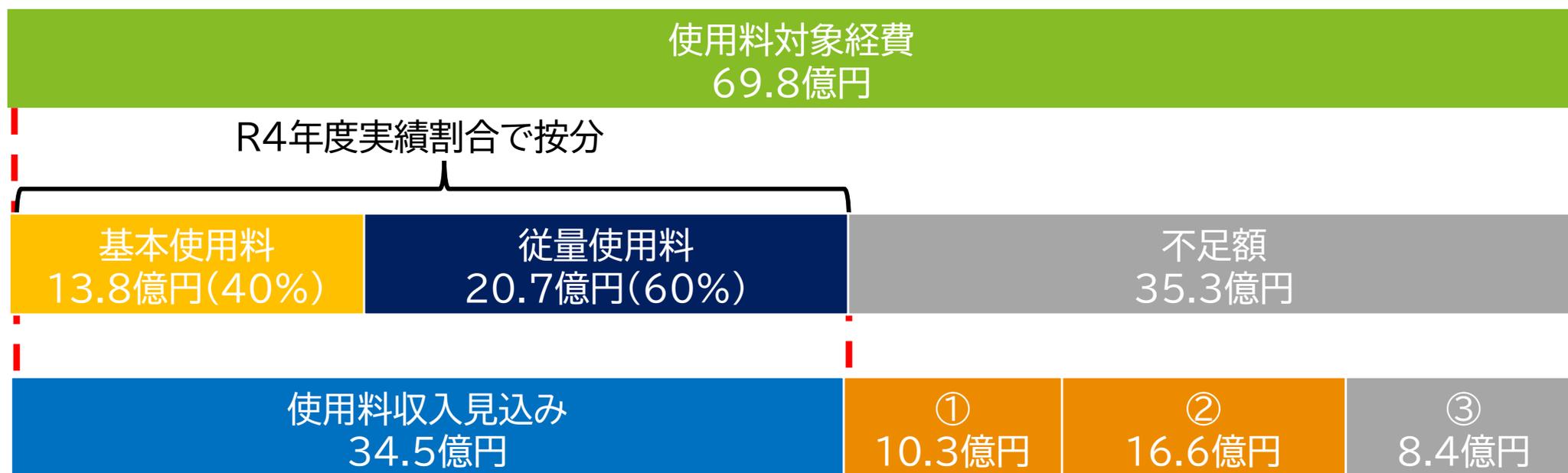
項目		算定期間 (R7-R9) の金額	予測の前提条件
営業費用	職員給与費	1.9億円	実績を踏まえた将来見込みにより算出。直近の実績を一定額を基本とし、人件費上昇率1.0%/年を乗じて算出。
	経費	33.7億円	実績を踏まえた将来見込みにより算出。 経費の内、維持管理負担金を除く項目については、物価上昇率R5年度：2.5%、R6年度：1.9%、R7年度以降：1.6%/年を乗じて算出。 維持管理負担金単価は直近の50.2円/m ³ を使用。
	減価償却費 (減耗費含む)	44.0億円	投資実績、将来の投資見込みにより算出。
営業外費用	支払利息	2.8億円	借入実績及び将来の借り入れ見込みにより算出。 利率は令和4年度の実績である1.3%を使用。
	その他	0.1億円	その他雑支出を示す。直近の実勢を一定額計上。
控除項目	長期前受金戻入	12.6億円	投資実績、将来の投資見込みにより算出。
	その他	0.1億円	受取利息、その他雑収益を示す。直近の実勢を一定額計上。

4. 使用料体系の検討

使用料対象経費と不足額の見込み

• 算定期間の使用料対象経費

$$\begin{array}{rclcl} \text{営業費用} & \text{営業外費用} & \text{控除項目} & & \text{使用料対象経費} \\ 79.6\text{億円} & + 2.9\text{億円} & - 12.7\text{億円} & = & 69.8\text{億円} \end{array}$$



①1回目の改定(30%)による増額分見込み

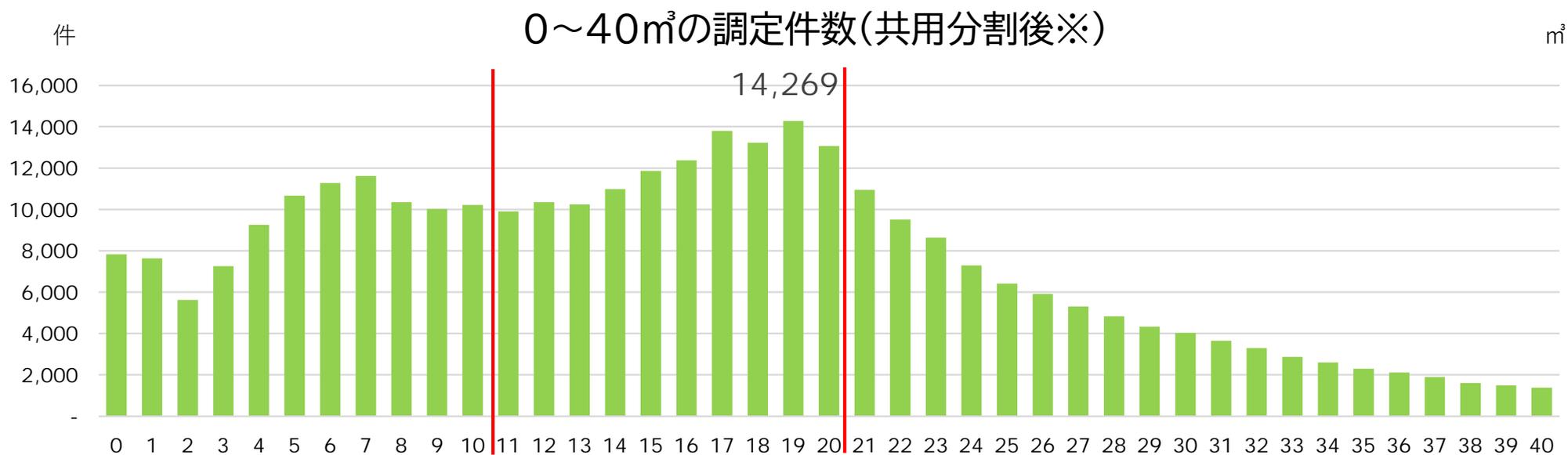
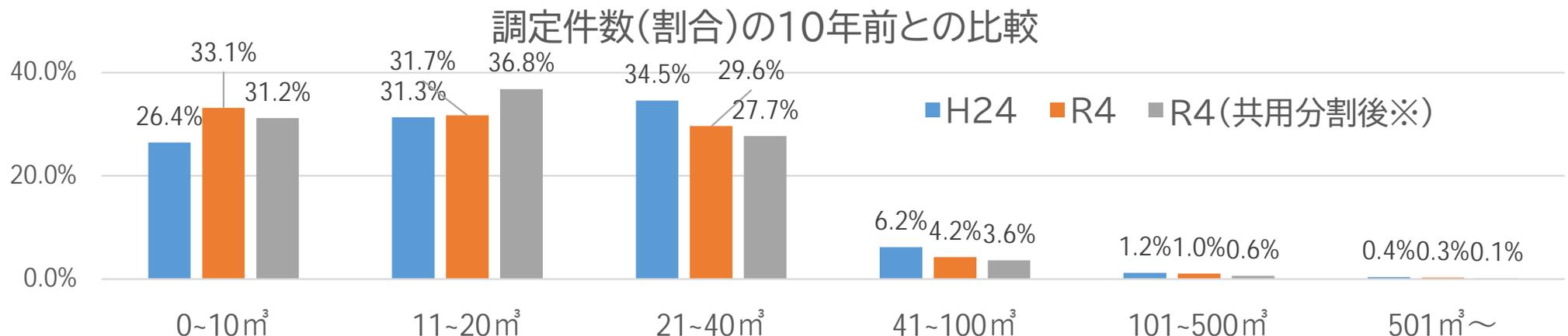
②2回目の改定(経費回収率100%)による増額分見込み

③一般会計の基準内繰入金の見込み

(この内訳は現行の使用料体系での概算であり、1回目の体系改定で変わってきます)

4. 使用料体系の検討

現況の把握



※アパートなど、1つのメーターで複数の世帯の水量を一括して報告しているものに対して世帯数で総使用水量を割って1件当たりの水量で使用料を計算して請求しているもの。(H24はデータなし)

4. 使用料体系の検討

使用料体系の検討項目

用途	使用量	基本使用料	従量使用料 (/m ³)	収入割合(R4決算)
一般	0~10m ³	789.8円	-	468百万円(40%)
	11~20m ³	-	79.2円	
	21~40m ³	-	95.7円	
	41~100m ³	-	116.6円	683百万円(60%)
	101~500m ³	-	144.1円	
	501m ³	-	176.0円	
公衆浴場用	0~100m ³	5,072.1円	-	0円(0%)
	101~m ³	-	52.8円	0円(0%)

①用途別使用料の検討

③基本水量及び基本使用料

②基本使用料と従量使用料の収入割合

④従量使用料の使用水量区画

⑤従量使用料の単価

(単価は消費税込み)
(R4決算は消費税抜き)

(出所：日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方2016年度版」平成29年3月10日をもとに小牧市の情報に加工)

4. 使用料体系の検討

体系案の検討区分

②基本使用料と従量使用料の割合

- ✓ 人口が減少する中で、持続可能な経営を行うためには基本使用料の確保が必要
- ✓ 小牧市の令和4年度決算での比率は基本:従量=4:6であるのに対して、全国平均は基本:従量=3:7となっている

➡ 「4:6」、「3:7」とその中間の「3.5:6.5」を検討する。

③基本水量の有無

- ✓ 使用水量10m³以下の使用者が増えるなか、10m³の基本水量があると使用者間の負担の公平が担保されない
- ✓ 近年の他団体事例においても基本水量は廃止する傾向にある

➡ 基本水量「あり」と「なし」を検討する

④⑤従量使用料の改定方法

- ✓ 現在の体系に関わらず、算定要領に基づいてイチから見直す方法もあるが、一部の水量使用者の負担が大きく増える恐れがある
- ✓ 定率改定(増加)と定額改定(増加)が基本的な改定方法
- ✓ 定率改定は大口使用者の負担増加幅が大きくなり、定額改定は小口使用者の負担増加幅が大きくなる

➡ 「定率改定」と「定額改定」を検討する。その後、詳細検討に当たって、個別事項も考慮した調整行う。

4. 使用料体系の検討

②基本使用料と従量使用料の割合について

◎通常の方法に従い「需要家費」、「固定費」、「変動費」にわけて配分

➡ 基本使用料：従量使用料＝41%：59%

◎現行(4:6)と全国平均(3:7)を参考に検討することになった。

(固定費の配分説明が難しい、数値の取り方が他の方法もあるのではないか、などの意見)

<固定費の配分方法>

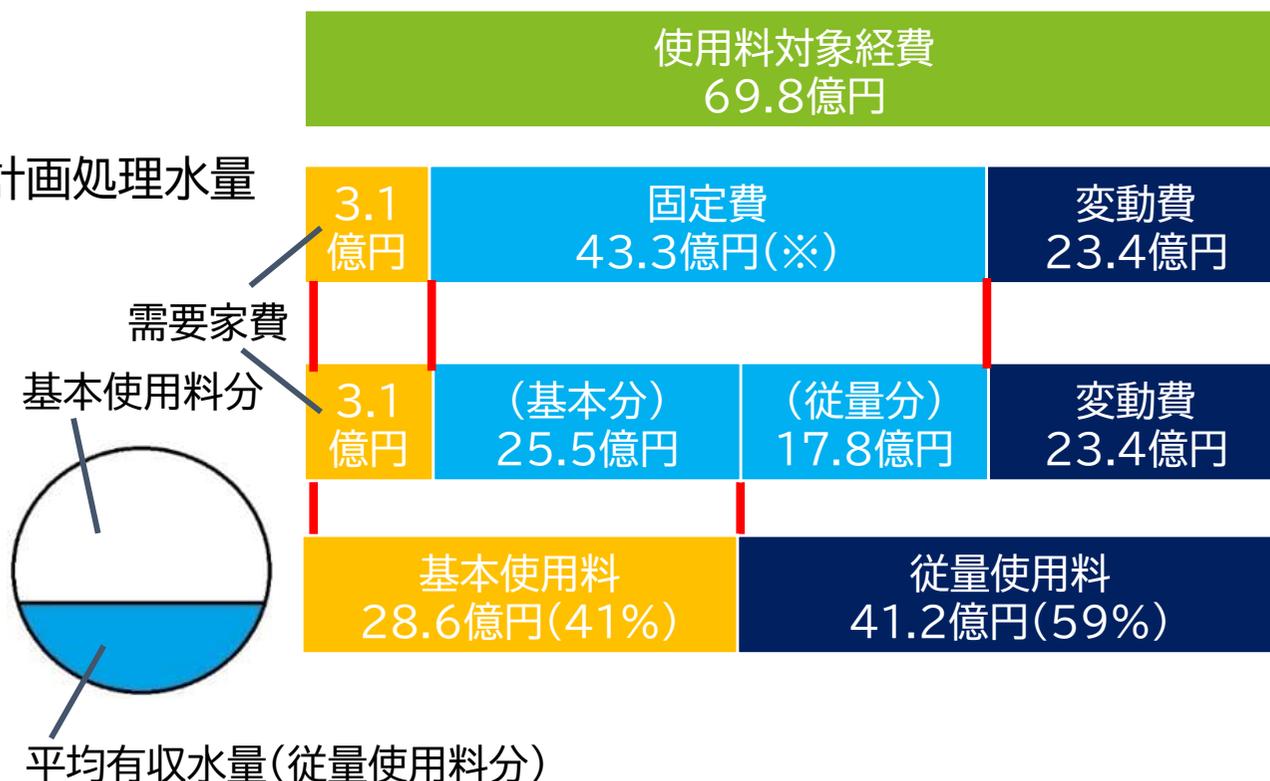
固定費の内基本使用料分

$$= (\text{計画処理水量} - \text{平均有収水量}) \div \text{計画処理水量}$$

$$= 58.8\% (\text{令和4年度実績})$$

考え方

汚水処理場の最大処理能力のうち常に使用している分を従量使用料で賄うべき分、予備能力として確保されている分を基本使用料で賄うべき分だという考えです。小牧市は流域下水道ですので処理場で最大値として確保してもらっている1日あたりの計画処理水量と、令和4年度の平均有収水量をもとに配分します。



4. 使用料体系の検討

検討する体系案(12パターン)

基本：従量	基本水量※	従量使用料	
4:6(現行維持)	あり	定率増	①-1
		定額増	①-2
	なし	定率増	②-1
		定額増	②-2
3.5:6.5(中間)	あり	定率増	③-1
		定額増	③-2
	なし	定率増	④-1
		定額増	④-2
3:7(全国平均)	あり	定率増	⑤-1
		定額増	⑤-2
	なし	定率増	⑥-1
		定額増	⑥-2

※「基本水量なし」の場合、1~10m³の単価を1m³あたり10円で試算)

4. 使用料体系の検討

体系案の判断基準

現況

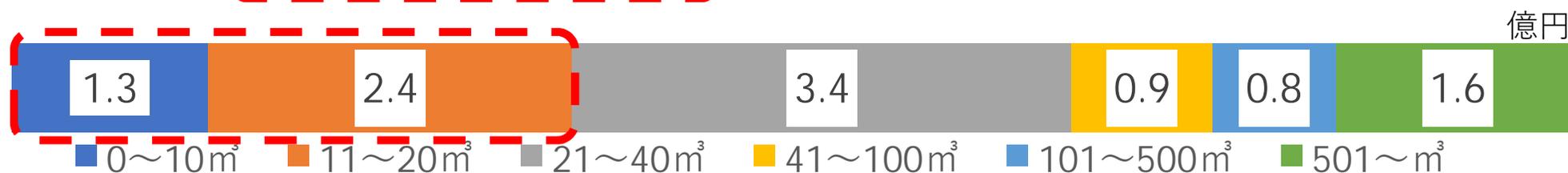
- ・使用水量20m³以下の割合が増加している。
- ・大口使用者は10年前に比べて減少しており、100m³を超える使用世帯数は1%未満



使用水量が今後も減少することが想定されるため、**安定した事業運営**のためには使用水量が少ない使用者にご負担いただく体系の検討が必要

※各区分の算定期間(R7~R9)の使用料の収入見込額を均一に30%値上げした場合の増加額

区分(m ³)	0~10	11~20	21~40	41~100	101~500	501~
収入見込額	4.4億円	8.1億円	11.2億円	3.1億円	2.8億円	5.4億円
30%増額後	5.7億円	10.6億円	14.5億円	4.1億円	3.6億円	7.1億円
差額	1.3億円	2.4億円	3.4億円	0.9億円	0.8億円	1.6億円
増加率	30%	30%	30%	30%	30%	30%



◎上記の表、グラフと比較して、今後、小口使用者の増加率が30%を超えているか、増加額にしめる割合が増えているかを判断基準にした。

4. 使用料体系の検討

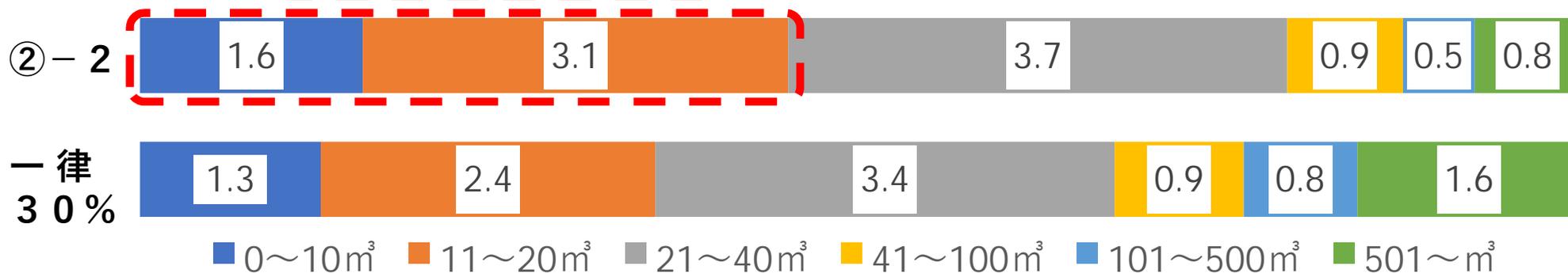
検討事例

②-2 基本水量廃止、基本:従量=4:6、定額増加 で30%収入を増加させる使用料体系

区分(m ³)	基本	0~10	11~20	21~40	41~100	101~500	501~
改定前	718円	—	72円	87円	106円	131円	160円
改定後	933円	10円	93円	108円	127円	152円	181円
差額	215円	10円	21円	21円	21円	21円	21円

◎水量区分別の使用料収入見込み額(算定期間:R7~R9、税抜き)

区分(m ³)	0~10	11~20	21~40	41~100	101~500	501~
改定前	4.4億円	8.1億円	11.2億円	3.1億円	2.8億円	5.4億円
改定後	6.1億円	11.3億円	14.8億円	4.0億円	3.3億円	6.2億円
差額	1.6億円	3.1億円	3.7億円	0.9億円	0.5億円	0.8億円
増加率	37%	38%	33%	27%	19%	14%



4. 使用料体系の検討

体系案の検討結果

基本:従量	基本水量※	従量使用料		判断結果
4:6 (現行維持)	あり	定率増	①-1	×:現況から変化なし
		定額増	①-2	×:0~10m ³ が増加しない
	なし	定率増	②-1	○:小口使用者が30%以上増加
		定額増	②-2	○:小口使用者が30%以上増加
3.5:6.5 (中間)	あり	定率増	③-1	×:0~10m ³ の増加が30%未満
		定額増	③-2	×:0~10m ³ の増加が30%未満
	なし	定率増	④-1	×:0~10m ³ の増加が30%未満
		定額増	④-2	×:0~10m ³ の増加が30%未満
3:7 (全国平均)	あり	定率増	⑤-1	×:0~10m ³ が値下げになる
		定額増	⑤-2	×:0~10m ³ が値下げになる
	なし	定率増	⑥-1	×:0m ³ が値下げになる
		定額増	⑥-2	×:0m ³ が値下げになる

※「基本水量なし」の場合、1~10m³の単価を1m³あたり10円で試算)

4. 使用料体系の検討

体系案の具体的な検討(検討するパターン)

◎基本水量廃止部分 (1~10m³) : 5円、10円、15円、20円

◎元々の従量使用料部分 (11m³~) : 定率増、定額増

上記の8パターンで以下の水量の使用料増額状況を確認

水量	選出理由
7m ³	小牧市の調定件数(共同分割後)が多い水量
10m ³	使用増加率が最大になる水量
19m ³	小牧市の調定件数(共同分割後)が多い水量
23m ³	東京都の令和2年度生活用水実態調査から4人世帯の平均使用水量23.1m ³ を四捨五入
28m ³	東京都の令和2年度生活用水実態調査から5人世帯の平均使用水量27.8m ³ を四捨五入
50m ³	41~100m ³ の水量区分から、コンビニエンスストア等
150m ³	101~500m ³ の水量区分から、喫茶チェーン店等
8,000m ³	501m ³ 以上の水量区分から、小牧市内最大排水量の使用者

4. 使用料体系の検討

体系案の具体的な検討(定率増の場合)

◎使用水量による使用料増加(1カ月・税込み)

使用水量		7m ³	10m ³	19m ³	23m ³	28m ³	50m ³	150m ³	8,000m ³
金額(改定前)		790円	790円	1,503円	1,869円	2,347円	4,662円	17,697円	139万円
①5円	金額	1,065円	1,081円	1,982円	2,445円	3,050円	5,976円	22,421円	175万円
(11m ³ ~	差額	+275円	+292円	+480円	+576円	+703円	+1,315円	+4,725円	+36万円
: +26%)	増加	+34.8%	+36.9%	+31.9%	+30.8%	+29.9%	+28.2%	+26.7%	+26.2%
②10円	金額	1,103円	1,136円	2,008円	2,454円	3,037円	5,855円	21,750円	169万円
(11m ³ ~	差額	+314円	+347円	+505円	+585円	+690円	+1,194円	+4,054円	+30万円
: +22%)	増加	+39.7%	+43.9%	+33.6%	+31.3%	+29.4%	+25.6%	+22.9%	+21.9%
③15円	金額	1,142円	1,191円	2,033円	2,466円	3,033円	5,767円	21,167円	164万円
(11m ³ ~	差額	+352円	+402円	+530円	+597円	+685円	+1,106円	+3,471円	+25万円
: +18%)	増加	+44.6%	+50.8%	+35.3%	+32.0%	+29.2%	+23.7%	+19.6%	+18.2%
④20円	金額	1,180円	1,246円	2,058円	2,475円	3,020円	5,657円	20,507円	158万円
(11m ³ ~	差額	+391円	+457円	+556円	+606円	+672円	+996円	+2,811円	+19万円
: +14%)	増加	+49.4%	+57.8%	+37.0%	+32.4%	+28.6%	+21.4%	+15.9%	+13.8%

4. 使用料体系の検討

体系案の具体的な検討(定額増の場合)

◎使用水量による使用料増加(1カ月・税込み)

使用水量		7m ³	10m ³	19m ³	23m ³	28m ³	50m ³	150m ³	8,000m ³
金額(改定前)		790円	790円	1,503円	1,869円	2,347円	4,662円	17,697円	139万円
①5円	金額	1,065円	1,081円	2,042円	2,518円	3,134円	6,053円	21,838円	161万円
(11m ³ ~	差額	+275円	+292円	+539円	+649円	+787円	+1,392円	+4,142円	+22万円
: +25円)	増加	+34.8%	+36.9%	+35.9%	+34.7%	+33.5%	+29.9%	+23.4%	+15.9%
②10円	金額	1,103円	1,136円	2,057円	2,516円	3,110円	5,932円	21,277円	157万円
(11m ³ ~	差額	+314円	+347円	+554円	+647円	+762円	+1,271円	+3,581円	+18万円
: +21円)	増加	+39.7%	+43.9%	+36.9%	+34.6%	+32.5%	+27.3%	+20.2%	+13.3%
③15円	金額	1,142円	1,191円	2,072円	2,514円	3,086円	5,811円	20,716円	154万円
(11m ³ ~	差額	+352円	+402円	+570円	+645円	+738円	+1,150円	+3,020円	+15万円
: +17円)	増加	+44.6%	+50.8%	+37.9%	+34.5%	+31.4%	+24.7%	+17.1%	+10.8%
④20円	金額	1,180円	1,246円	2,088円	2,511円	3,061円	5,690円	20,155円	150万円
(11m ³ ~	差額	+391円	+457円	+585円	+642円	+714円	+1,029円	+2,459円	+11万円
: +13円)	増加	+49.4%	+57.8%	+39.0%	+34.4%	+30.4%	+22.1%	+13.9%	+8.3%

4. 使用料体系の検討

体系案の具体的な検討(定額増と定率増)

従量使用料の改定のポイント

- ・現在の使用料体系は、使用水量の多い区分ほど1m³あたりの単価が高いため、大口使用者により多く負担してもらう体系になっている。
- ・一部の大口使用者に頼った使用料体系では、使用料収入が大口使用者の経営状況の影響に大きく左右される。
- ・安定した事業運営のためには、大口使用者への依存度が下がるような使用料体系を検討する必要がある。



定率増：元々の単価が高い大口使用者ほど増加額も多くなり**大口使用者への依存度は変わらない。**

定額増：1m³あたりの使用料増加額は小口使用者も大口使用者も同じだが、元々の単価が高い大口使用者ほど増加率が下がるため、**大口使用者への依存度が緩和される。**

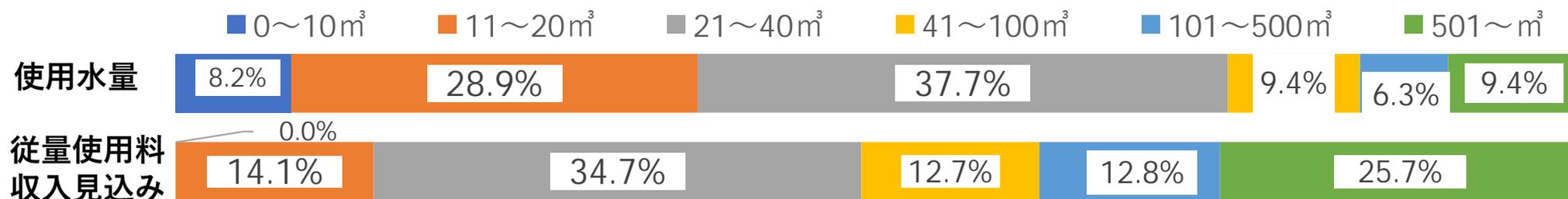
◎今後は、使用者全体で下水道事業を支えていただくため、使用した水量にあわせて負担する体系が望ましいとの考えから、**定額増**が審議会で採択された。

4. 使用料体系の検討

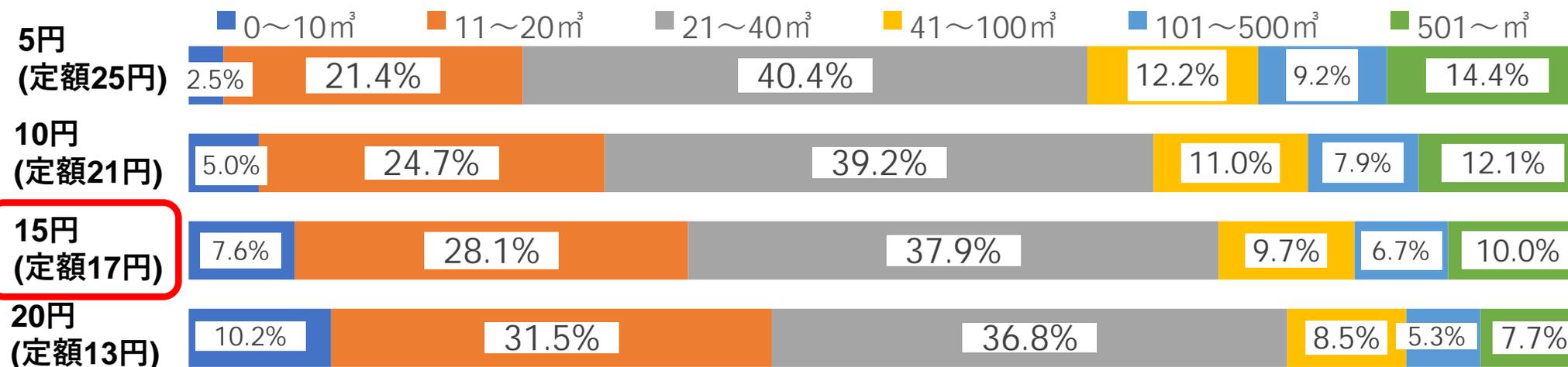
体系案の具体的な検討(基本水量廃止部分)

使用した水量にあわせて平等に負担する体系が望ましいとの意見が出たことから、今回の改定による従量使用料の増加部分だけでも、使用水量に見合った従量使用料を支払うことを考慮すると、**使用水量と従量使用料増加額の割合が近いものが望ましいものとして判断することとした。**

◎水量区分別の使用水量と現体系の従量使用料収入の比較



◎水量区分別の従量使用料増加額の割合



4. 使用料体系の検討

体系案の決定

- ・前ページの検討では、基本使用料廃止部分が15円の場合が最もバランスがいいことになるが、増加率が最大で50%を超えてしまう。

1~10m ³ 単価	11m ³ ~ 増加額	小口使用者 (10m ³) 増加率最大	一般家庭 (19m ³)	大口使用者 (8,000m ³)	評価
① 5円	25円	+292円(+36.9%)	+539円(+35.9%)	+22万円(+15.9%)	△
② 10円	21円	+347円(+43.9%)	+554円(+36.9%)	+18万円(+13.3%)	○
③ 15円	17円	+402円(+50.8%)	+570円(+37.9%)	+15万円(+10.8%)	○
④ 20円	13円	+457円(+57.8%)	+585円(+39.0%)	+11万円(+8.3%)	×

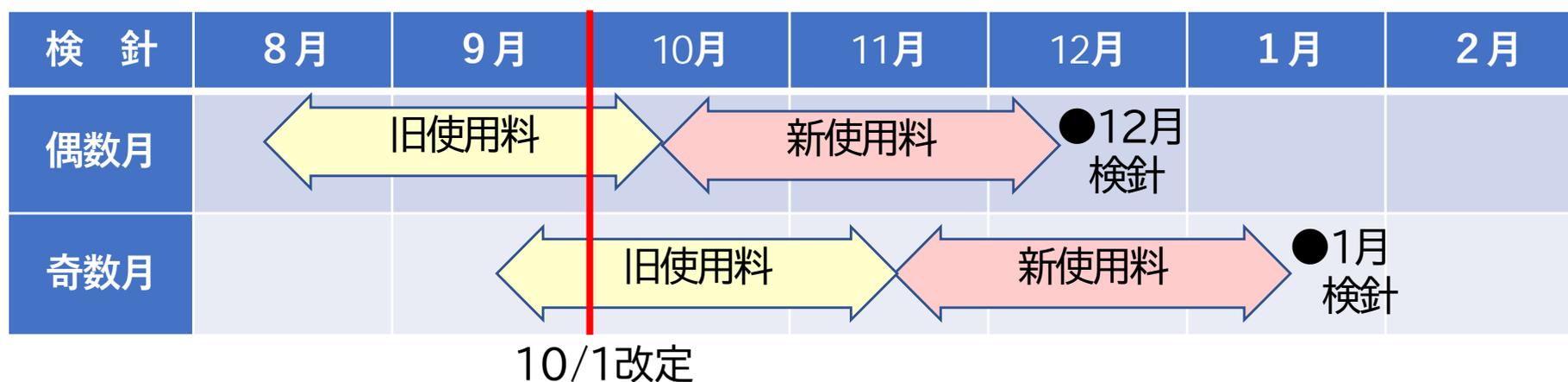
◎審議会では基本使用料廃止部分は②10円と③15円で意見が分かれたため
2つの案を答申し、**市民の負担を考慮して②10円を採用**することとした。

4. 使用料体系の検討

その他、特記すべきこと

◎使用料改定時期と適用時期

当市の場合、検針は2か月に1度で、改定前の日が1日でも含まれていれば改定前の使用料体系を適用するので、改定後も約2か月分は改定前の使用料体系となる。（日割り計算の按分をする自治体もあるが、システム改修費等を考慮して採用しなかった。）使用料増加額の見込み計算において留意する必要がある。



◎一般会計繰入金の充当財源

都市計画税など、一般会計繰入金に特定財源が充当されている場合、一般会計繰入金の減額により充当先を変更する必要がある。一般会計の財政部局が検討することだが、都市計画の変更には時間を要する可能性があるため、事前に確認をしたほうが良い。

5. 市民への周知・議会对応

市民への周知(条例議決後)

R7.5月	広報こまき5月号に記事掲載(1ページ)、市ホームページで専用ページを公開
R7.9月	・広報こまき9月号に記事掲載(半ページ) ・外国語版「生活情報誌こまき9月号」 に記事掲載(6か国語)
R7.10月1日	使用料改定施行
R7.10月・11月	使用料請求書にA5両面チラシを折込み(検針票を投函していない使用者)
R7.11月	上下水道事業広報紙を創刊・広報こまき11月号に折込み(使用料改定記事掲載)
R7.12月・R8.1月	検針時にA5両面チラシを投函

小牧市上下水道部からお知らせです。
10月1日に下水道使用料を改定しました
(水道料金は変更ありません)

公共下水道事業の経営状況の改善を目的として、下水道使用料を改定しました。使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、皆様で支えていただくため、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、このお知らせは下水道を使用されていない方にも配布しておりますので、予めご了承ください。

●なぜ、下水道使用料を改定するのか？
家庭の自排やトイレなどから排出される汚水を下水道で処理する「汚水処理費用」については、その使用者が全額負担することが原則となっております。しかし、小牧市下水道事業では、汚水処理費用に対し使用料収入が不足しており、不足分は一般会計からの繰入金(特別など)で補っている状況です。将来にわたって安定した下水道サービスを確保するために、下水道使用料を改定することとなりました。

●使用料体系(1か月当たり・消費税別)

区分	基本使用料		従量使用料(1m ³ あたり)				
	1~10m	11~20m	21~30m	41~100m	101~500m	501m~	
改訂前	780円	—	12円	87円	106円	131円	150円
改定後	933円	10円	33円	108円	127円	152円	181円
差額	275円	10円	21円	21円	21円	21円	21円

●いつの支払いから新しい使用料になるのか？
令和7年9月以前から引き続き下水道を使用しているご家庭は、令和7年12月検針分から新しい使用料になります。そのための、偶数月に検針している家庭は12月検針から、奇数月に検針している家庭は1月検針から改定後の使用料になります。

また、令和7年10月以降に新しく下水道を引用開始したご家庭は、使用を始めた月から新しい使用料になります。

検針	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
偶数月	旧使用料	旧使用料	旧使用料	旧使用料	旧使用料	新使用料	新使用料
奇数月	旧使用料	旧使用料	旧使用料	旧使用料	旧使用料	旧使用料	新使用料

●お支払いいただく使用料のモデルケース

下水道使用料は、1か月に1回、水道料金と合わせてお支払いいただいています。使用している水の量(排出量)によって課上げ額は変わります。課上げ額の目安はモデルケースの表をご覧ください。(1m³毎の具体的な下水道使用料を知りたい方は、右のQRコードのリンク先の「下水道使用料単身表」をご覧ください)

モデルケース(2か月・消費税込)					
排出量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³
改訂前	1,579円	1,579円	2,371円	3,163円	4,120円
改定後	2,162円	2,272円	3,295円	4,318円	5,506円
差額	563円	693円	924円	1,155円	1,386円

お問合せ先 上下水道経営課(電話:0568-79-1305)

10月から下水道使用料を値上げします

下水とは、浴槽やトイレ、風呂などから出る汚れた水をきれいにして川に流すシステムのひとつで、下水道を使用している家庭は、2か月に1回、水道料金と一緒に下水道使用料を支払っています。下水道事業の経営を改善するため、10月から下水道使用料を値上げします。

自分の家庭がどのくらい下水道料金を支払っているかは、2か月に1回、送られてくる「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」の下水道の部分を確認してください。使用している水の量(排出量)、現在支払っている下水道使用料によって値上げ額が変わります。値上げ額の目安はモデルケースの表をご覧ください。

▼モデルケース(2か月・消費税込)

排出量	従来の下水道使用料	値上げ後の下水道使用料	値上げ額
10m ³	1,579円	2,162円	563円
20m ³	1,579円	2,272円	693円
30m ³	2,371円	3,295円	924円
40m ³	3,163円	4,318円	1,155円
50m ³	4,120円	5,506円	1,386円

色紙先 下水道経営課 TEL:0568-79-1305



生活情報誌掲載記事

上下水道事業広報紙

A5両面チラシ

5. 市民への周知・議会対応

議会対応

時 期	説明内容	備 考
R5.3月	・R5の審議会の実施内容 ・下水道の経営状況(基準外繰入金) ・ロードマップ策定の必要性(国の通知)	・下水道事業経営健全化検討支援委託の 予算提出(ロードマップ策定業務の委託) ・本会議での質疑
R5.12月	・使用料改定の必要性	・下水道使用料検討支援委託の予算提出 ・本会議(委員会)での質疑
R6.3月	・使用料単価の目標基準(150円)について ・30年間、使用料を据え置いてきた理由	・本会議での質疑
R6.9月	・基準外繰入金の状況 ・使用料単価の目標基準(150円)について	・本会議での質疑
R6.12月	・答申内容の説明	・本会議での質疑
R7.3月	・使用料体系の説明	・下水道使用料改定の条例案提出 ・本会議(委員会)での質疑

※上記の他、計画策定、答申時には議員全員へ資料を配布し、周知に努めた。

◎ポイント

- ・使用料改定の直前ではなく、検討を開始した段階から早めに周知活動をして、近いうちに使用料改定をするという認識を持ってもらう。

ご清聴ありがとうございました。

